

議 事 日 程

平成 2 9 年 3 月 2 9 日

| 日程 | 議案番号 | 件 名 |
|----|---------|--|
| 1 | | 会期の決定について |
| 2 | | 会議録署名議員の指名について |
| 3 | 議案第 1 号 | 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 4 | 議案第 2 号 | 高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 5 | 議案第 3 号 | 高座清掃施設組合情報公開条例の一部改正について |
| 6 | 議案第 4 号 | 平成 2 8 年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第 4 号） |
| 7 | 議案第 5 号 | 平成 2 9 年度高座清掃施設組合一般会計予算 |

高座清掃施設組合議会会議録

平成29年第 1 回定例会

平成29年 3 月 29 日

高座清掃施設組合議会第1回定例会会議録

平成29年3月29日（水）午前9時25分、高座清掃施設組合議会第1回定例会を海老名市役所議事堂に招集した。

1 出席議員 15名

| | |
|-------------|-----------|
| 京 免 康 彦 君 | 沖 本 浩 二 君 |
| 安 藤 多 恵 子 君 | 守 谷 浩 一 君 |
| 上 田 博 之 君 | 森 下 賢 人 君 |
| 内 山 恵 子 君 | 市 川 敏 彦 君 |
| 橘 川 佳 彦 君 | 山 口 良 樹 君 |
| 青 柳 慎 君 | 戸 澤 幸 雄 君 |
| 佐 藤 弥 斗 君 | 志 野 誠 也 君 |
| 安 田 早 苗 君 | |

2 欠席議員 なし

3 付議事件

日程3 議案第1号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程4 議案第2号 高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程5 議案第3号 高座清掃施設組合情報公開条例の一部改正について

日程6 議案第4号 平成28年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第4号）

日程7 議案第5号 平成29年度高座清掃施設組合一般会計予算

4 説明のため出席した者 10名

| | | | |
|-----------|---------|------------|---------|
| 組 合 長 | 内 野 優 | 次 長 | 志 村 裕 之 |
| 副 組 合 長 | 遠 藤 三紀夫 | 参事兼建設推進室長 | 小野沢 直 仁 |
| 副 組 合 長 | 古 塩 政 由 | 施 設 課 長 | 守 屋 昌 治 |
| 会 計 管 理 者 | 木 村 洋 | 総 務 課 長 | 鈴 木 茂 |
| 事 務 局 長 | 清 水 孝 之 | 総務課建設推進室主幹 | 高 橋 学 |

5 出席した事務局職員 3名

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 総務課総務係長 | 二 見 宏 二 | 総務課主任主事 | 菊 地 康 之 |
| 総務課主査 | 亀 岡 幸 治 | | |

6 速記員出席者 1名

株式会社 澤速記事務所
速記士 大場 久美子

7 会議の状況 (午前9時25分 開会)

◎議長（京免康彦君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより平成29年第1回高座清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

本定例会開会に当たり、組合長より招集のご挨拶をお願いいたします。組合長。

[組合長（内野 優）登壇]

◎組合長（内野 優君） おはようございます。平成29年3月定例会招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、各市の定例会終了後の年度末の大変お忙しい中、平成29年第1回定例会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

現在、新ごみ処理施設の建設につきましては、ごみピット躯体工事、基礎躯体

工事、鉄骨工事などを進めております。地元の皆様にはご不便をおかけしますが、周辺への安全には十分な配慮をして工事を進め、皆様の期待にお応えできる施設づくりをしてまいります。議員の皆様におかれましても、ご理解をお願いするとともに、施設更新に当たっての活発なご意見をいただきたいと考えております。

本日ご提案申し上げます案件は、条例関係が3件、平成28年度補正予算及び平成29年度当初予算を上程しております。皆様には、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

なお、今、庁舎の外壁を工事しております。大変騒音がありますので、ご配慮をよろしくお願い申し上げたいと思います。以上でございます。

〔組合長（内野 優）降壇〕

◎議長（京免康彦君） 会議に先立ち、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期を本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議規則第99条の規定により、議長において、上田博之議員、安田早苗議員を指名いたします。

次に、組合長より本定例会に上程される諸議案の一括説明を求めます。組合長。

◎組合長（内野 優君） それでは、本日ご提案申し上げます案件につきまして、一括してご説明を申し上げます。

初めに、日程第3 議案第1号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。本条例につきましては、国、神奈川県及び近隣自治体との給料月額の均衡を図るためのものでございます。詳細につき

ましては、事務局長から説明いたします。

次に、日程第4 議案第2号 高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。本条例につきましては、地方公務員法の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、育児または介護を行う職員の職業生活及び家庭生活の両立を一層容易にさせたいためのものでございます。詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

次に、日程第5 議案第3号 高座清掃施設組合情報公開条例の一部改正についてでございます。本条例につきましては、マイクロフィルムを情報公開請求対象とする必要があるためのものでございます。詳細につきましては、次長から説明いたします。

次に、日程第6 議案第4号 平成28年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第4号）でございます。平成28年度補正予算（第4号）につきましては、第1条といたしまして、繰越明許費の追加をいたしたいものがございます。詳細につきましては、次長から説明いたします。

次に、日程第7 議案第5号 平成29年度高座清掃施設組合一般会計予算についてでございます。予算につきましては基本的な考え方を述べさせていただきます。平成29年度当初予算につきましては、施設更新の着実な実施、既存施設の適正な維持管理、周辺環境整備の計画的な整備、以上3点を主なものとして予算編成を行いました。新ごみ処理施設の整備につきましては、設計・建設工事の3年目を迎え、本格的に建築工事など着実に事業を推進してまいります。また、周辺環境整備につきましては、整備予定地の用地買収、建物等補償など、計画的に取り組んでまいります。一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ82億3,224万8,000円とするもので、前年度比52.3パーセント、28億2,637万8,000円の増額となります。詳細につきましては、事務局長から説明をいたします。以上でございます。

◎議長（京免康彦君） 組合長の説明が終わりました。

それでは初めに、日程第3 議案第1号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（清水孝之君） それでは、議案第1号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

本案でございますが、組合長が申し上げたとおり、国、県及び近隣自治体との給料月額の均衡を図るため、別表第1の行政職一給料表及び行政職二給料表を記載の表に改めるものでございます。

今回の改正によりまして、1・2級の若手職員の給与を月最高4,000円増額とし、また、3級以上の職員の給与が月最高2万3,200円の減額となるものでございます。

また、減額となる職員への激変緩和措置として、29年度から3年間、改定前の給料月額を保障する現給保障措置を経過措置として設けるものでございます。

なお、附則でございますが、第1条で施行期日を平成29年4月1日とし、第2条で号給の切り替えに伴う読み替え規定を、第3条では給料の切り替えに伴う経過措置を規定いたすものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

◎議長（京免康彦君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。志野誠也議員。

◎（志野誠也君） おはようございます。私のほうから1点だけお伺いをいたします。今回、給料月額が増額となる方と減額となる方が出てくると思うのですが、その増額となる方と減額となる方の人数についてお伺いをいたします。

◎議長（京免康彦君） 総務課長。

◎総務課長（鈴木 茂君） 私ども、今、組合のプロパー職員が65名おります。今回の現給保障の対象となる職員が64名となります。行政職一の職員25名中25名が対象となります。行政職二の40名中39名が対象となります。合計で65名中64名、98.5パーセントが対象となります。増額となる人数が1名、減額となる人数が63名でございます。以上です。

◎議長（京免康彦君） 志野誠也議員。

◎（志野誠也君） ありがとうございます。大半の方が減額になるということと理解をいたしました。やっぱり給与が減額となってくるとモチベーションというお話もありますので、そのあたりは対処のほうもお願いをしたいと思うのですが、激変緩和措置として3年間あるということなので、その間、給与はそのままということになってしまうのかどうか、念のためお伺いいたします。

◎議長（京免康彦君） 総務課長。

◎総務課長（鈴木 茂君） 3年間、現給保障期間を設けてございます。この期間、職員の新陳代謝、役職の新陳代謝等が当然ございます。また、個々の職員が持つ勤続年数に対する昇任、昇格の時期を迎える者もございますので、全員が3年間現給保障対象となるということは考えてございません。以上です。

◎議長（京免康彦君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（京免康彦君） 挙手全員であります。よって議案第1号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第2号 高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例及び高座清施設組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（清水孝之君） 議案第2号 高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例及び高座清施設組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書の17ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

本条例は、先ほど申しました地方公務員の育児休業等に関する法律と育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴いまして、育児または介護を行う職員の職業生活及び家庭生活の両立を一層容易にするためということで組合長の説明がございました。本条例改正は2条立てで、2つの条文で改正を行うものでございます。

18ページをごらんいただきたいと思います。第1条の高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

こちらのほうは、育児休業対象となる子供の範囲を拡大するものでございます。これまでは法律上、親子関係にある実子と養子のみでございましたが、改正によりまして、現在の実子及び養子に加え、特別養子縁組の監護期間中の子供と養子縁組里親に委託されている子供も対象とするものでございます。

当該条例の「第2条の2」を「第2条の3」とし、新たに「第2条の2」を加える改正、第3条及び第10条の規定の一部を改める改正のほか、所要の改正を行うものでございます。

19ページ、下から9行目をごらんいただきたいと思います。第2条の高座清掃施設組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

こちらの改正の内容でございますが、主に3点ございます。1点目でございますが、介護のための時間外労働の制限でございます。いわゆる残業の免除についてでございます。これは、職員が介護をするため請求をした場合については、時間外をさせてはならないとする規定を設けるもので、第8条の3を一部改正するものでございます。

2点目でございます。介護のための労働時間の短縮の措置でございます。これは、新たに介護時間の規定を新しく設け、介護休暇とは別に、連続する3年の期

間内におきまして、介護のため1日のうち2時間まで勤務しないことができる規定、介護時間を承認するものでございます。第11条を一部改正し、新たに第16条の2としまして介護時間の規定を設けるものでございます。

3点目でございます。介護休暇の分割取得についてでございます。これまで、家族介護のための休暇というものは、6カ月を限度に原則1回限り取得可能となっておりましたが、本改正によりまして、6カ月の範囲内であれば、3回を上限として分割しての取得が可能となる旨を規定するものでございます。第16条第1項で改正するものでございます。

なお、附則でございますが、施行日を平成29年4月1日としたいものでございます。

また、現在、介護休暇を受けている職員に対する経過措置の規定を附則第2条に設けるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

◎議長（京免康彦君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（京免康彦君） 挙手全員であります。よって議案第2号 高座清掃施設

組合一般職の職員の育児休業等に関する条例及び高座清掃施設組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第3号 高座清掃施設組合情報公開条例の一部改正についてを議題といたします。

次長の説明を求めます。次長。

◎次長（志村裕之君） それでは、議案第3号 高座清掃施設組合情報公開条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書の31ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長より申し上げたとおりでございます。

改正の内容でございますが、議案書の32ページをごらんいただきたいと存じます。情報公開条例の第2条は用語の意義を定めておりますけれども、第3号で規定しております行政文書の図画に「これらを撮影したマイクロフィルムを含む。」を加えるものでございます。

附則でございますが、この改正条例は、平成29年4月1日から施行いたしたいものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

◎議長（京免康彦君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。上田博之議員。

◎（上田博之君） ご説明ありがとうございました。確認ですけれども、このマイクロフィルムでの保存というものは今まで高座ではされていなかったというように理解しているのですが、今回、マイクロフィルムで保存されるということですが、それを情報公開の対象にするということは理解するわけですが、このマイクロフィルム化するものは、高座のこれまでの行政資料の中のいつからのものを対象とするのか、確認いたします。

◎議長（京免康彦君） 次長。

◎次長（志村裕之君） 施設組合では、マイクロフィルムは今までは実施しておりませんでした。平成28年度から撮影等を始めまして、マイクロフィルム化をこれから進めていきたいということでございます。それで、撮影する文書の対象で

ございますけれども、これは施設の開設時からの永年保存文書、こちらを対象として今撮影をしているところでございます。以上でございます。

◎議長（京免康彦君） 上田博之議員。

◎（上田博之君） そうすると、かなり膨大な量があるかと思いますが、そういったものが新年度といたしますか、1年のうちでこれまでの分をフィルム化するのか、数年計画なのかという確認と、あと、アナログでの保存と同時にデジタルでの保存ということもあるかと思いますが、その辺の兼ね合いといたしますか、考えをお聞かせください。

◎議長（京免康彦君） 次長。

◎次長（志村裕之君） マイクロフィルムのほうは、28年度の1年では終わりません。29年度におきましても、この後、予算のほうを審議していただきますけれども、予算計上させていただいております。今後、数年間かけまして、フィルム化のほうを進めていきたいというふうに考えております。あとアナログということでご質問をいただきましたけれども、基本的にはマイクロフィルムを保存しておきますけれども、実際にマイクロフィルムを使ってその内容を見る場合にはデータをデジタル化して、例えばDVDとか、そういったものに録画をして、それをパソコンで見るといような形で運用のほうは考えております。以上でございます。

◎議長（京免康彦君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求め

ます。

(挙手全員)

◎議長（京免康彦君） 挙手全員であります。よって議案第3号 高座清掃施設組合情報公開条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第4号 平成28年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

次長の説明を求めます。次長。

◎次長（志村裕之君） それでは、議案第4号 平成28年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書の2ページをお開きいただきたいと存じます。第1表 繰越明許費は、翌年度に繰り越して使用できる経費を定めたいものでございます。

5款土木費1項都市計画費の周辺環境整備事業は、用地交渉等に不測の時間を要したことにより、年度内完了が見込めないため、繰越明許費を設定するものでございます。翌年度繰越額は3億7,567万4,000円でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますよう申し上げまして、説明とさせていただきます。

◎議長（京免康彦君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。守谷浩一議員。

◎（守谷浩一君） 今回の金額が3億7,567万4,000円でありますけれども、28年度当初予算が3億6,465万7,000円でした。そして6月に補正がありまして、増額の763万6,000円ということがあったわけです。これを足しますと3億7,229万3,000円ということで、今回の繰越明許額よりも少ないわけです。ということは、何かほかにもあるのではないかと思うのですけれども、1つは、27年度から28年度への繰越明許費が、27年の補正予算（第3号）において1,865万3,000円、周辺環境整備事業でありました。これを足しますと3億9,094万6,000円となりますので、このことで全てなのか、あるいは予算現額としては28年度幾らだったのかというのを伺います。

そして、公園整備の関係で用地交渉に時間を要しているということなんですけれども、内諾が得られているのですが、それがまだ書類等の手続が間に合わなかったのか、先ほどの全員協議会で資料をいただきましたけれども、状況として、

まだ内諾が得られていないところもあるのかなというふうに思われます。全体で第1期は55筆に対して今実績として11筆、資料を見ますと書いてありますけれども、そのあたりの状況について伺います。

それから、筆数で55筆、全体であるわけなんですけれども、地権者さんの人数でいうと件数ということになるかと思うのですが、それでいきますと当面何人ぐらいが見通しとしてあるのか、今後の見通しについて伺います。

◎議長（京免康彦君） 参事兼建設推進室長。

◎参事兼建設推進室長（小野沢直仁君） 予算現額につきましては、事故繰り越しのほかに繰越明許、あと予備費の充用等がありまして、合計4億1,110万1,000円が予算現額でございます。

2点目につきましては、対地権者がおりますので、それらの交渉で遅れております。55筆中11筆の契約件数は2件でございます。それに対して、今現在、進行している件数が3件ございまして、現在のところ5件が契約に進んでおります。以上でございます。

◎議長（京免康彦君） 守谷浩一議員。

◎（守谷浩一君） ありがとうございます。まず予備費の充用、あと事故繰り越しというお話がありましたので、それぞれの金額とその理由のご説明をお願いいたします。

それから、今回の28年度予定していた分のうち、こういった事業がそれぞれ幾らで執行されて、結果的にはご答弁がありました4億1,100万円余からこれだけ繰り越すわけなんで、差し引きしますと数百万円が執行した費用になると思うのですけれども、そのあたりについて伺います。

それから、現在の進行というのは、第1工区の中で契約がまだ完了しないわけなんですけれども、それが完了して大体何平方メートルぐらいになるのか、ざっくりとした数字を伺います。

◎議長（京免康彦君） 参事兼建設推進室長。

◎参事兼建設推進室長（小野沢直仁君） 1点目が、事故繰越額が2,395万8,000円で、この事故繰り越しについては、建物等の補償費の半額が年度内に支払えなかったため、28年度に繰り越したものでございます。繰越明許費451万5,000円は工事費でありまして、これもその箇所の用地購入など遅れたため、不法投棄等の

仮囲いができず、繰り越したものでございます。

2点目の28年度の今現在の執行の大きなものは、不動産鑑定評価、補償費算定業務、測量調査業務で、執行額は693万7,920円でございます。これは国の交付決定がおりているため、今年度の3億7,567万4,000円、これを満額執行したいので、翌年度に送り、予備費533万5,000円を、土地のほうに充用してございます。

5件分が完了いたしますと2,250平方メートルほどが完了となります。以上でございます。

◎議長（京免康彦君） ほかに質疑はありませんか。上田博之議員。

◎（上田博之君） すみません、今の質問に補足した感じになりますけれども、5件の見通しが立っているというふうに理解いたしました。あと何件残っているのかということと、あと全体的に進行が遅れているように感じるのですけれども、この公園整備の工程表があるかと思いますが、その公園整備の最終的な完成の日程に遅れが出る見通しになっているのかどうか、その辺を確認させていただきたいと思います。

◎議長（京免康彦君） 参事兼建設推進室長。

◎参事兼建設推進室長（小野沢直仁君） 5件を行いますと、第1期分として残り19件でございます。遅れということはございません。鋭意努力しておりますので、今年度中に努力して購入いたします。以上でございます。

◎議長（京免康彦君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求め

ます。

(挙手全員)

◎議長（京免康彦君） 挙手全員であります。よって議案第4号 平成28年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第5号 平成29年度高座清掃施設組合一般会計予算を議題といたします。

事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（清水孝之君） それでは、議案第5号 平成29年度高座清掃施設組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

予算書の9ページをごらんいただきたいと存じます。第1条、歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ82億3,224万8,000円と定めるものでございます。

第2項でございますが、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条、継続費でございます。地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」によるものでございます。

第3条、債務負担行為でございますが、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」によるものでございます。

第4条、地方債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」によるものでございます。

第5条、一時借入金でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額を30億円と定めるものでございます。

10ページをごらんください。第1表 歳入歳出予算、1. 歳入でございます。1 款分担金及び負担金は24億1,830万3,000円、第2 款使用料及び手数料は3億9,044万8,000円、3 款国庫支出金12億3,557万9,000円、4 款県支出金は2億7,074万1,000円、5 款繰越金は2億5,000万円、6 款諸収入は57万7,000円、7 款

組合債は36億6,660万円でございます。歳入合計でございますが、対前年度比52.3パーセント増の82億3,224万8,000円でございます。

11ページでございます。2. 歳出でございます。1款議会費でございますが、142万3,000円でございます。2款総務費は4億947万2,000円、3款民生費は2,403万5,000円、4款衛生費は73億9,774万5,000円でございます。5款土木費は1億9,856万4,000円、6款教育費は1億2,106万5,000円、7款公債費は4,994万4,000円、8款予備費でございますが、3,000万円でございます。歳出の合計は対前年度比52.3パーセント増の82億3,224万8,000円でございます。

12ページでございます。第2表 継続費でございますが、施設整備に係る土壌汚染調査業務の総額1,652万4,000円、年割額は、平成29年度が842万4,000円、平成30年度が810万円でございます。

第3表 債務負担行為でございます。工業薬品購入の期間が、平成30年度、限度額は1,743万7,000円、燃料購入の期間が、平成30年度、限度額は642万6,000円、機器校正業務の期間が、平成30年度、限度額は16万3,000円、処理困難物処分業務の期間が、平成30年度、限度額は777万6,000円、分析業務の期間が、平成30年度、限度額は58万円。

13ページに移りまして、第4表 地方債でございます。ごみ処理施設建設事業の限度額が35億4,840万円、(仮称)本郷公園整備事業の限度額が1億1,820万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。限度額の合計は36億6,660万円でございます。

次に、15ページの歳入歳出予算の事項別明細でございますが、歳入のほうは省略させていただきまして、16、17ページをごらんください。歳出でございます。歳出合計の財源内訳のほうでご説明させていただきます。特定財源でございますが、国庫支出金が12億3,557万9,000円、県支出金が2億7,074万1,000円、地方債が36億6,660万円、その他特財が3億9,089万4,000円、一般財源が26億6,843万4,000円でございます。

18、19ページでございます。歳入でございます。1款分担金及び負担金1項分担金1目分担金1節の運営費分担金でございます。19億3,833万6,000円でございます。内訳でございますが、綾瀬市が5億5,522万7,000円、海老名市が6億6,936万円、座間市が7億1,374万9,000円でございます。2節の建設費分担金で

ございます。3億8,481万4,000円で、綾瀬市が1億592万1,000円、海老名市が1億4,185万6,000円、座間市が1億3,703万7,000円でございます。3節の人件費分担当金でございます。施設整備計画等に伴い、構成市から1名ずつ派遣されております職員の人件費でございます。各市派遣職員の人件費相当額に応じて、綾瀬市1,000万円、海老名市1,200万円、座間市1,000万円の3,200万円となっております。4節周辺環境整備費分担金は、都市公園整備費6,315万3,000円となり、各市2,105万1,000円でございます。

2款の使用料及び手数料でございます。1項使用料1目総務使用料は、電気自動検針通信端末装置の電気使用料6,000円でございます。2目の教育使用料は、屋内温水プールの自動販売機等の設置による行政財産使用料44万2,000円でございます。前年度までの民生使用料については廃目となっております。

2項手数料1目衛生手数料でございます。3億9,000万円は、キログラム単価25円による事業系の一般廃棄物処理手数料でございます。

20、21ページでございます。3款国庫支出金1項国庫補助金1目衛生費国庫補助金6億6,246万1,000円でございますが、ごみ処理施設建設に伴います建設工事費及び施工監理費に係る防衛省からの補助金でございます。2目の土木費国庫補助金3,111万7,000円でございますが、周辺環境整備事業に伴います用地購入等に係る防衛省からの補助金でございます。3目の交付金5億4,200万1,000円でございますが、ごみ処理施設建設事業に伴います建設費等に係る環境省からの交付金となっております。

4款県支出金1項県補助金1目衛生費県補助金2億7,074万1,000円は、ごみ処理施設建設事業に係ります県の市町村自治基盤強化総合補助金でございます。

5款繰越金1項繰越金1目繰越金2億5,000万円は純繰越金でございます。

22、23ページをごらんください。6款諸収入1項組合預金利子1目組合預金利子は運用に伴います預金利子でございます。

2項の雑入1目雑入54万4,000円は、廃品売上代や雇用保険被保険者負担金等でございます。

7款の組合債1項組合債1目衛生債35億4,840万円は、ごみ処理施設建設工事に伴います起債でございます。2目土木債1億1,820万円は、(仮称)本郷公園整備事業に伴います起債でございます。

次に、3. 歳出でございます。24、25ページでございます。まず、1款議会費1項議会費1目組合議会費でございます。142万3,000円は、組合議会議員の報酬、議会開催時の速記事務、視察経費等でございます。

26、27ページでございます。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。3億4,290万1,000円でございますが、特別職と一般職などの総務課職員等の人件費関係の経費、臨時職員の賃金、最終処分場の借地料、28、29ページに移りまして、固定資産税相当額等に係ります海老名市を初めとする三市への交付金が主なものとなっております。2目財政管理費4,311万2,000円でございますが、事務用消耗品、事務棟の清掃・警備業務委託料、電算機借料が主なものでございます。3目の企画費2,334万7,000円でございますが、昨年に引き続いて行っております一般廃棄物処理基本計画策定業務と、新規でございますが、災害時の代替ルートの確保のための構内道路改良に要する測量調査、実施設計及び土壌の形質変更に伴います土壌調査に係る委託料が主なものとなっております。

30、31ページでございますが、監査委員費でございます。11万2,000円は、監査委員への報酬が主なものでございます。

32、33ページをごらんください。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉施設費でございます。2,403万5,000円は本郷老人福祉センター運営に係る経費で、指定管理料が主なものとなっております。

34、35ページでございます。4款衛生費1項清掃費1目清掃総務費でございます。6億2,299万8,000円は、施設課職員等の人件費関係の経費、作業用被服等の消耗品費及び施設の電気、水道などの光熱水費、電気保安業務などの委託料、下水道使用料が主なものとなっております。2目の塵芥処理費でございます。13億7,272万8,000円は、ごみ処理業務に使用します公害防止薬品の購入費、施設の維持管理に係る施設修繕費などの需用費、それと焼却灰等溶融処理に伴います一般廃棄物処理、また、廃乾電池等の処理に伴います処理困難物処分費、焼却灰等運搬積替業務等の委託料が主なものとなっております。

36、37ページでございます。3目のし尿処理費4,086万2,000円でございますが、し尿処理施設に係る経費で、し尿処理業務に使用します薬品、施設の維持管理に係る施設修繕などの需用費及び施設点検、分析業務などの委託料が主なものとなっております。4目のごみ処理施設建設費53億6,115万7,000円でございます。

すが、新ごみ処理施設の建設工事費、また、それに伴います施工監理業務費が主なものとなってございます。

38、39ページでございます。5款土木費1項都市計画費1目公園費でございます。1億9,856万4,000円は、組合周辺環境整備に伴います公園用地として購入するための用地代及び建物等の補償費、不動産鑑定、登記、実施設計等の委託料でございます。

40、41ページをごらんください。6款教育費1項保健体育費1目体育施設費でございます。1億2,106万5,000円は屋内温水プール運営に係ります経費で、空調設備や給排水設備等の施設修繕費及び指定管理料が主なものとなってございます。

42、43ページ、7款公債費でございますが、1目の元金3,744万3,000円でございますが、こちらのほうは、平成24年度から26年度までのし尿処理施設の建設事業債に伴います借り入れ分が3件、28年度の本郷公園整備事業に伴います借り入れ4件に係る償還元金でございます。2目利子1,250万1,000円は、元金に係ります利子の償還が主なものとなってございます。

最後に44、45ページをお開きください。8款予備費でございます。予備費3,000万円は、突発的な事故等の不具合によりまして各市のごみ搬入等に支障を来さないよう、施設の管理運営に迅速に対応するため、予備費としたものでございます。

最後になりますが、46ページから51ページまでは給与費明細書、52、53ページは継続費についての調書、54、55ページが債務負担行為に関する調書、56、57ページは地方債の現在高の見込みに関する調書、61ページ以降につきましてが分担金の分賦内容と運営費、建設費及び周辺環境整備に係る分担金明細書を添付してございます。

また、別添としまして当初予算説明資料を添付させていただいておりますので、あわせてご高覧いただければと思います。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

◎議長（京免康彦君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。守谷浩一議員。

◎（守谷浩一君）　まずは予算書の19ページ、分担金の運営費分担金で、各三市の金額を割り出すのに、予算書の62、63ページに説明があるんですけども、条例に基づいて分賦基準があり、共通費割では組合の運営に共通する経費の40パーセントを均等割、60パーセントをごみ搬入量割及びし尿搬入量割というふうに行っているわけですけども、この組合の運営に共通する経費5億768万円と書いてあるのですが、これが何を指しているのかと、それから同様に63ページにおける2のごみ処理費割についても、ごみ処理に係る経費17億4,189万2,000円が指しているもの、そして3のし尿処理費割についても、し尿処理に係る経費7,876万4,000円が出ているわけですね。それぞれについて伺うのは、例えばし尿処理費割でしたら7,876万4,000円なんですが、予算書の36ページには、し尿処理費としては4,086万2,000円ということです。恐らく職員の人件費がこれに加わると思いますので、その数字を示していただきたいのと、先ほど条例の改正で職員の人件費については改正があったわけですけども、人数などの変化があるのかどうか、運営費分担金の減額の要因についてご説明をお願いいたします。

それと、歳出なんですけど、予算書26、27ページの総務費一般管理費で、真ん中ぐらいに7節賃金2,250万4,000円が臨時職員の費用としてあります。前年度は1,242万1,000円でしたので、なぜ増えているのか、何人から何人になっているのか、そしてその臨時職員を増やしている背景についてご説明をお願いいたします。

それから、同じページの13節委託料の722万2,000円の中に、説明欄の4つ目、訴訟代理費用としまして209万円が計上されていますが、この内訳についてご説明をお願いしたい。

そして、18節備品購入費17万4,000円というのがありますが、例年見ていると、総務費一般管理費では備品購入は特にありませんので、説明をお願いします。

それから次に、予算書29ページ、企画費ですが、委託料2,334万7,000円の中に一般廃棄物処理基本計画450万円というのがあります。この計画の策定スケジュール、2カ年で進めていると思うのですけれども、見通しについて伺います。

それから、予算書33ページの社会福祉施設費の本郷老人福祉センター関係の費用なんですけれども、委託料で指定管理料ということですが、修繕費が入る場合

もあるわけですが、今回の場合は計上されていません。今後、新ごみ処理施設建設に当たって、この本郷老人福祉センターのほうに余熱を利用する配管があると思いますけれども、そのあたりについて変更は特になのでしょうか、伺います。

それから、予算書37ページのごみ処理施設建設費53億6,115万7,000円について伺います。大きくは工事請負費53億712万円なわけですが、いただいている当初予算説明資料の18、19ページに細かい説明が載っておりまして、その中で建設工事費は、設計と建設工事の関係では175億6,080万円（税込み）ということがあります。この間支出されてきている費用からしますと、今年度53億円余で、そうすると来年度、88億円、90億円弱になるんじゃないかと思えますけれども、事業の状況として何か問題はないのか、順調なのか、そのあたりの金額の年度の割り振り方について伺いたいと思います。来年度が一番高くなるんじゃないかと思えますけれども、その理由についても伺います。

それから、予算書38、39ページの公園費ですが、全員協議会のほうでも資料がありましたけれども、公園の地権者さんへの用地交渉という点では繰越明許もする状況があるわけですが、この関係では説明資料の9ページに歳出予算の状況が書いてあるわけです。9ページの頭に「土木費1億9,856万4,000円は、周辺環境整備事業の予定地購入の大半が完了したため、対前年度1億7,109万3,000円の減となりました」とあるわけです。恐らくこれは第1期工事の中での予定地購入のことを指していると思うんですけれども、大半が完了というふうな表現は現状に合っていないんじゃないかと思えますので、言いたかった点はどのような点なのかということをお伺いします。

その上で、この公園の事業についても予算説明資料20、21ページに細かく出てくるわけですが、事業費全体が約27億円で、対象区域が約3.6ヘクタール、そのうち、測量し直しているののでずれがあるのだと思いますが、第1期では1万2,504.64平方メートルですから約1.2ヘクタールということになるわけですが、この1.2ヘクタールの全体スケジュールとしては平成26年度から平成30年度までとなっていますので、その状況について新年度予算でどのようなところまで見通しているのかという点ですね。

この20ページの下段のところに年度ごとの事業費が載っています。26年度は決

算額で43万4,000円、27年度は決算額で4,581万2,000円、28年度予算現額が3億7,729万3,000円となっています。先ほどの1つ前の議案のところで4億円余の予算現額を言われていましたので、この違いについてご説明をお願いしたいと思います。

それから、予算書の同じ39ページのところ、工事請負費が142万6,000円、整備予定地買収後仮囲い設置工事というのが計上されていますけれども、買収ができたところからされていると思いますが、新年度の中で何月ぐらいに行える見通しなのか、それを伺いたいと思います。

◎議長（京免康彦君） ただいまの質疑に対する答弁を残して、暫時休憩といたします。

（休憩午前10時24分）

（再開午前10時39分）

◎議長（京免康彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

守谷浩一議員の質疑に対する答弁を求めます。総務課長。

◎総務課長（鈴木 茂君） 先ほどの運営費分担金における人件費についてご回答させていただきます。共通費割につきましては、衛生費並びに総務費の人件費が合計されて入ってございますが、総務費の人件費につきましては、今手持ちの資料がございませんので、後ほどご回答させていただきたいと思います。衛生費のみご回答させていただければと思います。衛生費の共通費割につきましては、2億1,587万8,000円でございます。これに総務費一般管理費の人件費が加わることとなります。

続きまして、ごみ処理費割につきましては、3億6,921万8,000円が人件費になります。し尿費割の人件費は3,790万2,000円になります。

続きまして、臨時職員の増につきましてです。これは現業職員2名を6名に、4名増加したものでございます。この理由は、現状、高座清掃施設組合では職員の採用は行ってございません。しかしながら、現状と変わらず31年度まで職場が残ります、仕事が残りますので、定年退職者を再任用で、再任用の任期満了者を臨時雇用として、現状と変わらぬ人数を確保したいために、臨時職員の賃金として計上させていただいたものでございます。

申しわけございません、先ほど運営費分担金における人件費の増加があるかと

ということで、先ほど給与条例の改正がございましたが、そこで現給保障等がございますので、特に変化は見込んでございません。

すみません、質問に戻ります。委託料、訴訟代理につきましては、福井県までの職員2名分の訴訟費、旅費を計上させていただいております。これが6回と、それと弁護士との打ち合わせ等で、合計額51万2,664円という旅費を計上させていただいております。

続きまして、備品購入の内訳でございます。こちら、先ほど情報公開の条例改正でもございましたマイクロフィルム化を今行っております。これの保管庫を購入するものでございます。

続きまして、本郷老人福祉センターの修繕費についてでございます。こちらにつきましては、今、新ごみ処理施設の建設工事と同時に本郷老人福祉センターまでの配管等も込みで工事を行う予定でございますので、配管等の修繕費は見込んでございません。以上です。

◎議長（京免康彦君） 参事兼建設推進室長。

◎参事兼建設推進室長（小野沢直仁君） 一般廃棄物処理基本計画についてのご質問にお答えいたします。現在は基礎調査、ごみ質分析調査、あと構成市民・事業所へごみの減量・資源化の日ごろの取り組みのアンケートを実施しているところでございます。29年度に入りまして、この基礎調査の取りまとめ、ごみ削減方針と具体的な取り組み方策の策定を行い、年明けごろにはごみ処理及び生活排水の基本計画を作成する予定でございます。

2点目の建設工事につきましては、平成27年度が3億6,774万4,000円、単年度構成比としては2.1パーセント、平成28年度が30億7,486万4,000円、単年度としては17.9パーセント、累計としては19.6パーセント進行しております。平成29年度が53億712万円で、構成比は30.2パーセント、3年間の累計が49.8パーセント。それで最終年度の30年度が88億1,107万2,000円ということで、最終年度の構成比が50.2パーセント、半分以上というご心配の質問なのですが、29年度からプラント設備を多額なお金をかけて製造いたしますが、30年度に設置いたしまして検査する関係上、30年度が基本的に金額が大きくなっております。

公園の3点目、説明書の20ページの第1期の平成26年度から平成30年度の進行なのですが、平成29年度までに用地買収を行い、30年度に公園の整備工事を行い

ます。それで31年度、第1期の供用開始と考えております。

その下の先ほど説明した予算現額4億1,110万1,000円と説明書の20ページの3億7,729万3,000円の差といいますのは、この説明書に書かれたのは補正予算までの予算現額として、平成29年度の当初予算と比較したものなので、この差が生じております。以上でございます。

◎議長（京免康彦君） 総務課長。

◎総務課長（鈴木 茂君） 先ほど予算説明資料の9ページ上段の土木費についてご質問がございました。こちらの1億9,856万4,000円の用地購入の大半が完了しているという記載についてご質問がございました。こちらは、第1期工期中の周辺環境整備の用地購入の予算化が大半完了しているという私どもの意図で書かせていただきました。以上でございます。

◎議長（京免康彦君） 建設推進室主幹。

◎総務課建設推進室主幹（高橋 学君） 最後になりますが、予算書39ページの公園費、工事請負費の142万6,000円の仮囲い設置工事をいつ行うのかというご質問でございますが、ある程度地権者の方から買収させていただいた後、まとまった形でやらせていただければと。工事の経費も分割してやりますと、かさんでまいりますので、まとまった形でやらせていただければと考えてございます。時期につきましては、申しわけございませんが、まだ決まっております。以上でございます。

◎議長（京免康彦君） 守谷浩一議員。

◎（守谷浩一君） ご答弁ありがとうございました。予算書39ページのところのご答弁について再質疑を行います。予算現額の関係の違いはわかりました。事故繰り越しや繰越明許や予備費の関係が入らない書き方だったということですね。それで、予算説明資料の9ページにある「予定地購入の大半が完了した」という表現が、予算化ということの意味が含まれているというご説明だったんですけども、議員全員に配られている当初予算説明資料ですので、できれば明確にしたものを、訂正したものをいただければと思いますので、答弁をお願いいたします。

そして、仮囲い設置工事については時期はまだということで、相手のあることなので、わかりました。

それと臨時職員の関係で再質疑しますが、2人のところが6人に、4人増えたということでお話がありましたが、事務側のほうと現場側のほうというのがあるかと思うんです。そのあたりについてもう少し詳しくご説明をお願いできればと思っております。今後、新ごみ処理施設が完成した後は、そういった方々がプロパー正規のところも含めて何らかの動きがあるのではないかとと思いますが、現時点での見通しを伺います。

◎議長（京免康彦君） 総務課長。

◎総務課長（鈴木 茂君） 先ほど予算説明資料のご説明をさせていただいて、守谷議員からお話をいただいたとおり、訂正をさせていただいて、再度提出させていただければと存じます。

また、臨時職員につきましては、先ほど説明に言葉足らずがございまして、臨時職員は事務系が4名、現業職が6名、全員で10名を予定していて、前年度と比較して現場職員4名が増加した分が増額となっているというものでございます。また、臨時職員、再任用職員につきましても、今現状、31年の職員配置について、プロパー職員が相当数、50数名残ります。それにプラスアルファ再任用、臨時職員ということになりますので、職場人数が超過することが当然考えられますので、そこも含めて今私たち部局の中で調整を図ってございます。その調整が済み次第、またご提案、ご報告できればと思っております。いましばらくお待ちいただきたいと存じます。以上です。

◎議長（京免康彦君） ほかに質疑ありませんか。志野誠也議員。

◎（志野誠也君） ありがとうございます。私のほうからは簡潔に1点だけお伺いをさせていただければと思います。予算書の26ページ、27ページ、一般管理費の委託料、訴訟代理のところにかかってくるのかなと思うのですが、こちらは先ほど訴訟に関しての旅費だというようなお話もありましたけれども、キンククリンセンターの件に関しての敦賀市との訴訟の中で、これまでの経緯の中で、高座清掃施設組合としては、負担に対して全くゼロだというふうな認識は持っていないというふうに、これまでの説明の中で私は理解をしています。そうしますと、今回のこの予算書の中では、この訴訟の費用だけが計上されておりますけれども、今後この訴訟が進んでいった過程で和解なり何なりが行われた場合、費用発生というのが突発的に入ってくる可能性があるんじゃないかというような危惧

をいたします。そうなりますと、オーダーとして何千万円というような費用負担が突発的に起こってくるとなると、三市のところに突然費用負担を求められるようなことが危惧されるのですが、その点について何らかの検討がなされたのか、お伺いさせていただきます。

◎議長（京免康彦君） 総務課長。

◎総務課長（鈴木 茂君） 志野議員がお話しいただいたものは、賠償金が仮に発生した場合のお話だと考えております。裁判の経過につきましては、今後も構成市所管を初めとして情報提供はしてまいります。当組合を含めた6団体の裁判の経過の中で見込める数字がわかった時点で、構成三市の所管及び財政課への協議を始めてまいります。また、先行する訴訟であります岡山県の津山圏域東部衛生施設組合の裁判結果が先に出されることが今見込まれております。この結果の数字が参考となることから、その後、構成三市へ情報を伝え、具体的な協議に入りたいと思います。また、和解につきましては議決案件でございますので、当然その後ということになります。それをつけ加えさせていただきます。以上でございます。

◎議長（京免康彦君） 志野誠也議員。

◎（志野誠也君） わかりました。できればそういった費用負担が単年度で突発的に発生して、それを処理しなければいけないというような状況にならないように、複数年度にわたって少しずつというようなやり方がもし可能であれば、そういったこともあわせて検討の中に入れていただいて、訴訟ということにもう今なりましたので、ある程度先が見えてきているものになるのではないかなというふうに、私個人的には思っています。そうなりますと、本来であれば昔の話の費用負担を今の人をお願いをすることになってくるのだろうとは思いますが、それをその年の人にだけ費用負担をお願いするのではなくて、少なくとも何年かの方に分割して費用負担をお願いできるような形というものを、基金といったようなものであったりとか、どういうものが適当なのか私の中でまだわかりませんが、そういったものをぜひご検討いただければと思います。要望といたします。よろしく願いいたします。

◎議長（京免康彦君） ほかに質疑はありませんか。上田博之議員。

◎（上田博之君） それでは3点ばかりお伺いいたします。まず1点、簡単など

ころですけれども、予算書の19ページ、使用料のところ、社会福祉施設使用料が廃目となっております。本郷老人福祉センターのほうで、例えば自動販売機などがなくなったことによるものかなと思いますけれども、あそこの施設、私も利用させていただいたことがあります、ほとんどの方が持ち込みで持ってくるということで、そういったものが不要ないということになったのかもしれませんが、その辺の検討の経過、結果について教えていただきたいと思います。

2点目は、19ページの運営費分担金にかかわるところですけれども、その中のし尿処理費の運営費分担についてです。予算書の62ページのほうに細かくありますけれども、ここで確認をまず最初にさせていただきたいのですけれども、三市からのし尿の搬入量について確認させていただきたいと思います。そしてまた、綾瀬市からの搬入の中で、厚木基地からの搬入もあると思います。その量について確認させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

3点目ですけれども、予算書の25ページのところ、今回速記事務の予算が前年度よりも増えております。議事録の公開などに関して何か改善を考えているのかなということをお聞きしたいわけです。例えば現在の議事録はホームページにアップされていますけれども、PDF形式のため、キーワード検索などが行えない状態になっています。これを海老名市初め各市が行っている会議録検索ができるような形式にするなどしていただくと、私たち組合議員としても議論がしやすいし、また、関心を持たれている市民の方もわかりやすくなると思うのですけれども、そういった方向などもお考えなのかどうか、お伺いしたいと思います。以上、よろしく願いいたします。

◎議長（京免康彦君） 総務課長。

◎総務課長（鈴木 茂君） 本郷老人福祉センターの使用料についてお答えいたします。議員のおっしゃられるようなこととございます。指定管理者が設置しておりました自動販売機を28年度中に撤去したために廃目となったものでございます。これは議員のおっしゃられるように、利用者のほとんどが持ち込みで飲食をされることが多うございますので、あまり利用頻度がなく、設置のメリットが指定管理者にないということで廃止、撤去ということになったものでございます。以上でございます。

◎議長（京免康彦君） 施設課長。

◎施設課長（守屋昌治君） し尿処理量についてのお問い合わせがございましたので、お答えさせていただきます。こちらは平成27年度の確定している実績値となりますけれども、綾瀬市からは、生し尿が762.8キロリットル、浄化槽汚泥4,184.3キロリットル、合計4,947.1キロリットルが搬入されております。他市のほうは、座間市のほうが同じく生し尿945.3キロリットル、浄化槽汚泥4,703.0キロリットル、合計5,648.3キロリットル、海老名市のほうが生し尿697.6キロリットル、浄化槽汚泥3,702.8キロリットル、合計4,400.4キロリットルということで、三市全部の合計で1万4,995.8キロリットルというような数字になってございます。そのうち、浄化槽汚泥が厚木基地からは持ち込まれておりますけれども、浄化槽汚泥の搬入量ということでは、1,707.3キロリットルという形になってございます。以上でございます。

◎議長（京免康彦君） 事務局長。

◎事務局長（清水孝之君） 25ページの速記事務の関係の中で、今後、ホームページの更新についてどう考えているのか、議事録の用語検索ができるシステムへの移行、全協会議録の掲載等どうなのかという内容ですが、平成31年度に新ごみ処理施設が稼働開始いたします。施設の維持管理が、SPC、管理の運営会社のほうに移りますので、当然その運営会社のほうでは、業務内容を独自のホームページで公開するといったようなことは決まっております。当組合においても、現在のホームページ掲載内容の見直しは、その31年には当然必要になるかと考えております。このことから、議会も含めた当組合の市民への情報提供にあっては、より見やすいようなホームページの構築というのが必要で、検討していきたいと思っております。以上でございます。

◎議長（京免康彦君） 上田博之議員。

◎（上田博之君） ありがとうございます。先ほどの自動販売機の件は了解いたしました。

それで、し尿処理費の件なんですけれども、今出していただいた数字を計算いたしますと、これは私の関心事でございますが、厚木基地からの量は綾瀬市分の34.5パーセントぐらい、そして三市の合計の中では11.4パーセントぐらいを占めているということになりました。それで計算してみますと、し尿処理費の分担金の合計がここに書いてありますように7,876万4,000円ですので、その11.4パー

セントということで、897万9,000円ぐらい、厚木基地に関する分を分担しているのだなということを確認いたしました。これはこの確認で結構です。ありがとうございます。

それと、速記に関して、ホームページのことをお伺いしましたけれども、より情報公開をする方向で考えていかれるということで、ぜひそういった方向をご検討いただきたいと思います。

また、当面PDFのままであっても、PDFを開かないと何が議論された議会なのかが今わからない状態なんですね。先日、私たちが視察を行いましたふじみ衛生組合のホームページなんかを見ますと、やはりあそこもPDFであるのですが、そのPDFの前に議題などが全て書いてあるということで、このPDFを開けばどういうことが議論された議会なのかがわかるということもあります。まず31年を待たないでも簡単にできることですので、ご検討いただきたいと思いますというふうに思います。

また、先ほどのふじみ衛生組合を見ますと、地元との信頼関係を一番大事にしているということで、現地で説明を受けて非常に感銘を受けたわけですが、そうした中で、地元協議会の議事録もホームページにアップされているというようなこともあります。ぜひ高座でもより開かれた組合になるように、そういった幅広い情報公開をご検討いただきたいと思いますということを要望として申し上げておきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

◎議長（京免康彦君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長（京免康彦君） 挙手全員であります。よって議案第5号 平成29年度高座清掃施設組合一般会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議員提出議案第1号 高座清掃施設組合議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。森下賢人議員。

◎（森下賢人君） 日程第8 議員提出議案第1号 高座清掃施設組合議会会議規則の一部改正について提案説明をいたします。

提出者は私、森下でありまして、賛成者をご高欄のとおりであります。

本案は、現行の会議規則に、地方自治法第100条に基づく議員の派遣規定がございませんので、これを新たに加えるため、一部改正を行うものであります。

これは一般職員の旅行命令に該当するものでありまして、視察等の際に必要な手続であります。これまでの方法でも違法というわけではございませんが、ここに明確にし、実行することによって、第三者に対しては説明がしやすいものとなります。

また、現行会議規則の本文は、いわゆる章立てになっているものであります。この検索を容易にするため、同時に目次を設ける改正も行うものであります。

議員各位におかれましては、本案にご賛同いただきますようお願いいたします。提案説明を終わります。

◎議長（京免康彦君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（京免康彦君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（京免康彦君） ご異議なしと認めます。よって質疑を終結し、討論を省略いたしまして、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(京免康彦君) これより採決に入ります。議員提出議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長(京免康彦君) 挙手全員であります。よって議員提出議案第1号 高座清掃施設組合議会会議規則の一部改正については原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして会議を閉会といたします。議員の皆様には大変ご苦労さまでございました。

(午前11時8分 閉会)

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

平成29年3月29日

高座清掃施設組合議会議長 京 免 康 彦

高座清掃施設組合議会署名議員 上 田 博 之

高座清掃施設組合議会署名議員 安 田 早 苗